

広島県告示第二百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県福山市郷分町、山手町地内		土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に定める土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
石原（二〇二九一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石原（二〇二九一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石原（二〇三三三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石原（二〇三三三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石原（二〇三三一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石原（二〇三三一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
郷分町（二七二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	郷分町（二七二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横路（三四六三三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横路（三四六三三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横路（三四六三三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横路（三四六三三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
境（二〇二三一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	境（二〇二三一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
境（二〇二三一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	境（二〇二三一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
境（三四六四、三六六八、二〇二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	境（三四六四、三六六八、二〇二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

境(三四六四一) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	境(三四六四一) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
境(三六六九、 三六七一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	境(三六六九、 三六七一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
境(五四一八)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	境(五四一八)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
境(五四一八一) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	境(五四一八一) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
境(二〇六九 八)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	境(二〇六九 八)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
境(二〇六九八 一) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	境(二〇六九八 一) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
境(二〇六九 九)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	境(二〇六九 九)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
境(二〇六九九 一) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	境(二〇六九九 一) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
八反田(二〇二 一) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	八反田(二〇二 一) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
草木(三六七 二) 二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	草木(三六七 二) 二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
草木(三六七二 一) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	草木(三六七二 一) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
草木(三六七 三) 三)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	草木(三六七 三) 三)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
草木(三六七 四、二〇二六) 四)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	草木(三六七 四、二〇二六) 四)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
草木(二〇八 七) 四)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	草木(二〇八 七) 四)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
佐古(二〇八 五) 七)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	佐古(二〇八 五) 七)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
佐古(二〇八 五) 七) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	佐古(二〇八 五) 七) 一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり

桜川（八三d）	土石流	次の図のとおり	桜川（八三d）	土石流	次の図のとおり
---------	-----	---------	---------	-----	---------

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。